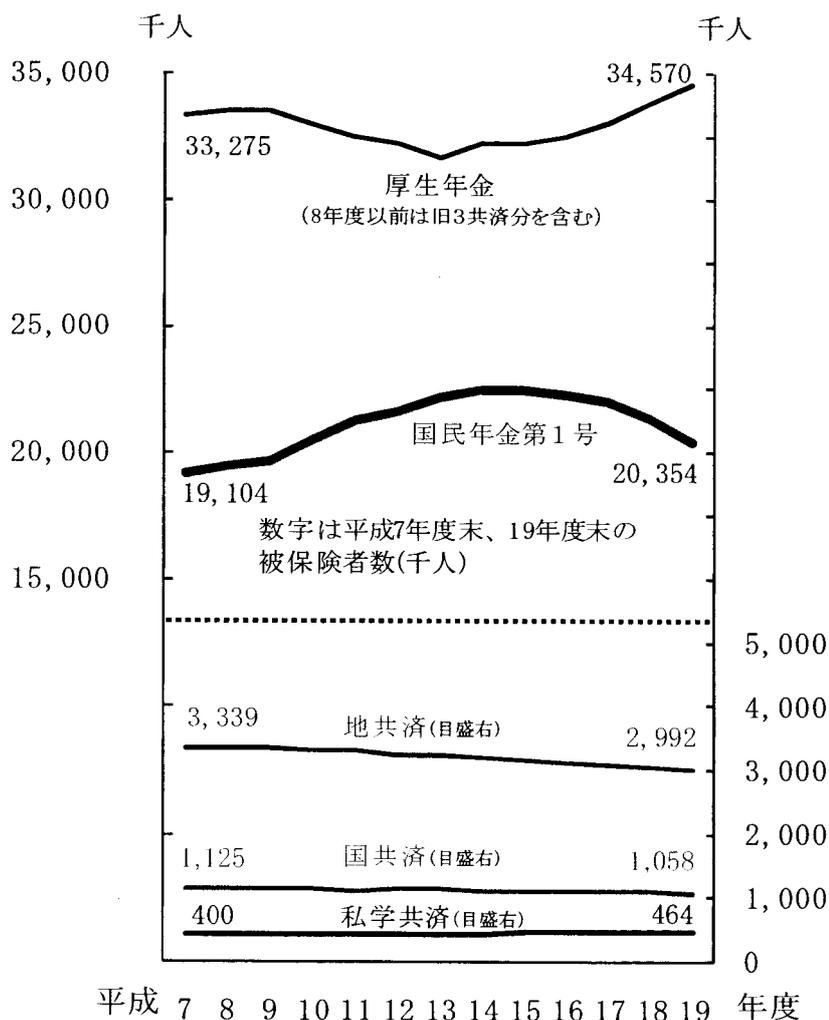


では0.5%の減少であった。

平成7年度以降の被保険者数の動向を制度別にみると、厚生年金は、平成9年度をピークに減少傾向を示していたが、平成14年度に農林年金の統合と被保険者の適用拡大（被保険者の資格の年齢上限を65歳未満から70歳未満へ引上げ^注）の影響で増加したほか、平成16年度以降、増加傾向が続いている。国共済は、平成12年度に地方事務官の組合員としての資格が地共済から国共済に変更されたことに伴い増加した以外は減少を続けており、地共済も一貫して減少している。一方で、私学共済は一貫して増加しており、特に被保険者の適用拡大が行われた平成14年度の伸びが大きくなっている。また、国民年金については第1号被保険者数が増加を続けていたが、平成16年度以降は減少している。

注 国共済及び地共済は、従来より被保険者資格に年齢上限はない。

図表 2-2-2 被保険者数の推移



(2) 年齢—被用者年金の平均年齢は地共済が最も高く、国共済が最も低い—

被保険者の平均年齢を平成19年度末でみると（図表2-2-3）、被用者年金では地共済が最も高く44.0歳、次いで厚生年金41.8歳、私学共済41.5歳、国共済40.4歳の順となっている。また、国民年金第1号被保険者の平均年齢は39.9歳となっている。

図表2-2-3 被保険者の年齢 —平成19年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					第1号	第3号
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳
計	41.8	40.4	44.0	41.5	39.9	43.2
男性	42.6	41.3	45.0	47.0	39.0	48.6
女性	40.1	36.9	42.4	36.6	40.9	43.1
年齢分布(男女計)	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
20歳未満	0.7	1.1	0.1	0.0	-	-
20～24歳	7.4	7.2	2.8	10.8	20.1	1.5
25～29歳	12.8	10.9	9.1	15.6	10.4	6.6
30～34歳	14.2	15.0	12.2	12.3	10.3	14.6
35～39歳	13.6	16.0	13.3	11.1	10.7	18.4
40～44歳	11.6	14.1	12.9	10.0	9.2	15.9
45～49歳	10.5	13.5	14.7	10.2	8.6	14.3
50～54歳	9.9	11.2	16.5	9.5	10.5	13.9
55～59歳	11.3	8.5	15.6	9.8	18.8	14.8
60～64歳	6.1	2.4	2.8	7.3	1.4	-
65歳以上	2.0	0.1	0.1	3.5	0.1	-

注1 国民年金の第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

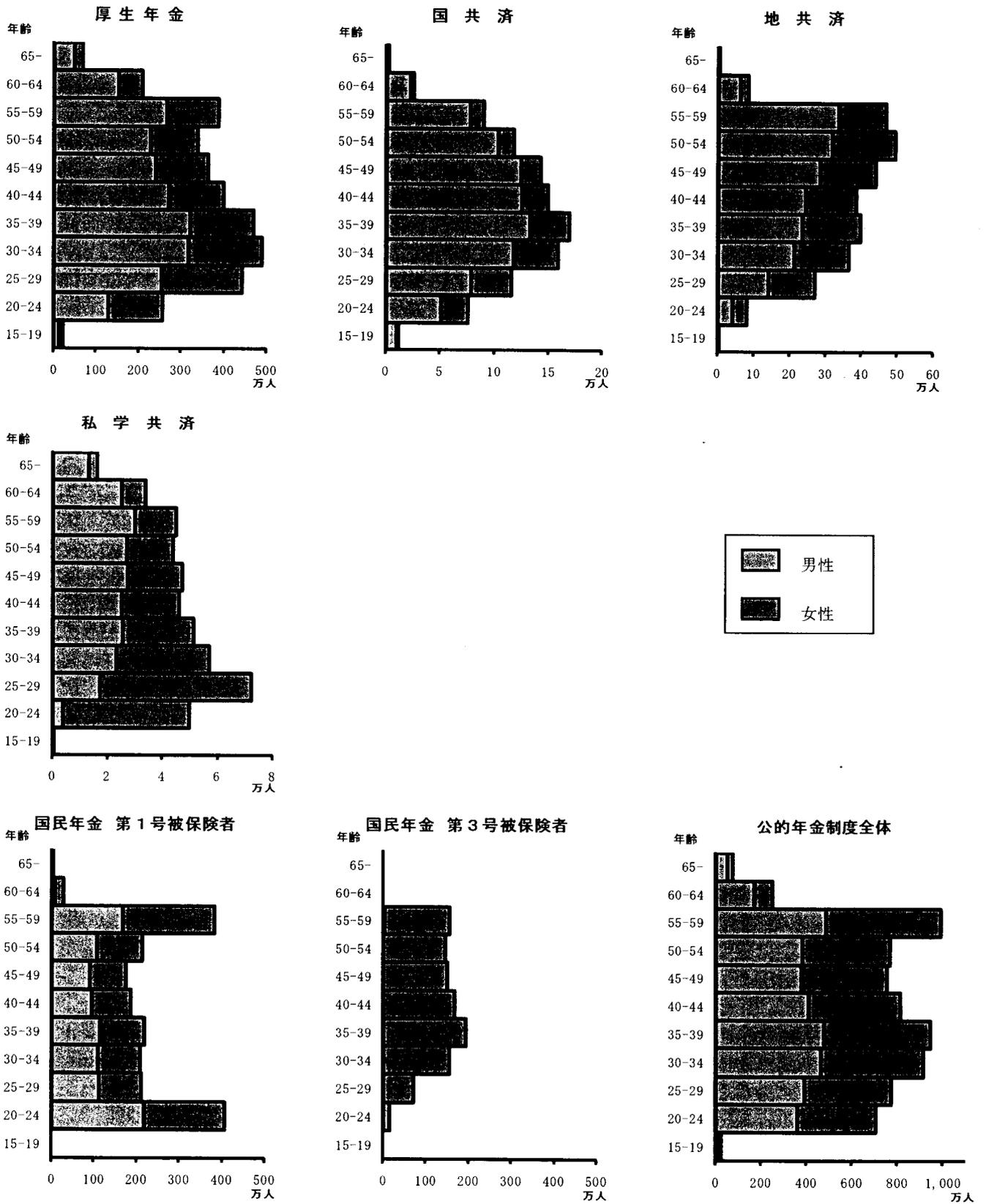
注2 厚生年金の男性には坑内員・船員を含む。

注3 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に0.5を加算したベースの数値である。

平成19年度末における被保険者の年齢分布をみると（図表2-2-3、2-2-4）、地共済の分布は、45～49歳、50～54歳の割合がそれぞれ14.7%、16.5%と他制度に比べて高いほか、55～59歳の割合も15.6%と高く、54歳以下で総じて年齢が若い方ほど割合が小さくなる逆ピラミッド型となっており、特徴的である。厚生年金は、30～34歳（14.2%）と55～59歳（11.3%）に2つの山があり、国共済は30～34歳（15.0%）、35～39歳（16.0%）で前後の年齢層に比べ割合が大きくなっている。また、私学共済は、25～29歳で15.6%と前後の年齢層に比べ突出している他、65歳以上が3.5%と他制度に比べて大きくなっている。

国民年金第1号被保険者は被用者年金と異なる年齢分布を示しており、20～24歳が最も多く20.1%、次いで55～59歳の18.8%となっている一方で、40～49歳の各年齢層は10%以下の割合となっている。

図表 2-2-4 被保険者の年齢分布 —平成19年度末—



注 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

図表 2-2-5 被保険者の平均年齢の推移

○男女計

年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金	
	旧農林年金					第1号	第3号
平成	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
7	39.9	39.7	39.0	42.0	39.4	40.8	41.4
8	40.0	40.0	39.1	41.7	39.5	40.7	42.0
9	40.2	40.3	39.2	42.1	39.6	40.4	42.1
10	40.4	40.6	39.5	42.4	39.8	40.0	42.2
11	40.5	40.9	39.8	42.7	40.0	39.8	42.4
12	40.6	41.1	39.9	42.8	40.1	39.7	42.5
13	40.7	41.3	40.0	43.2	40.2	39.6	42.6
14	41.3		40.2	43.4	41.3	39.7	42.6
15	41.4		40.4	43.5	41.3	39.6	42.7
16	41.5		40.5	43.9	41.3	39.7	42.8
17	41.6		40.3	43.8	41.4	40.0	43.1
18	41.6		40.3	44.0	41.4	40.0	43.2
19	41.8		40.4	44.0	41.5	39.9	43.2

○男性

年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金	
	旧農林年金					第1号	第3号
平成	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
7	40.7	41.1	39.5	42.8	44.7	39.6	46.6
8	40.8	41.4	39.6	42.6	44.9	39.5	48.8
9	41.1	41.7	39.7	42.9	45.0	39.1	48.3
10	41.2	41.9	40.0	43.3	45.2	38.9	49.1
11	41.3	42.2	40.3	43.6	45.4	38.6	48.6
12	41.4	42.3	40.5	43.7	45.6	38.5	49.2
13	41.5	42.6	40.6	44.0	45.7	38.5	48.7
14	42.1		40.7	44.3	47.1	38.7	47.4
15	42.2		41.0	44.4	47.1	38.5	47.0
16	42.3		41.2	44.9	47.1	38.7	48.5
17	42.4		41.0	44.7	47.0	39.0	48.0
18	42.5		41.0	44.9	47.0	39.1	48.3
19	42.6		41.3	45.0	47.0	39.0	48.6

○女性

年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金	
	旧農林年金					第1号	第3号
平成	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
7	38.1	37.3	36.8	40.4	34.4	41.9	41.4
8	38.5	37.8	36.9	40.1	34.5	41.9	41.9
9	38.6	38.2	36.9	40.6	34.7	41.5	42.1
10	38.8	38.5	37.1	40.8	34.8	41.2	42.2
11	38.9	38.8	37.1	41.1	35.0	40.9	42.3
12	39.0	39.2	37.4	41.4	35.2	40.8	42.4
13	39.0	39.4	37.4	41.6	35.4	40.7	42.5
14	39.6		37.4	41.9	35.9	40.7	42.6
15	39.6		37.4	42.0	36.0	40.7	42.6
16	39.7		37.4	42.2	36.1	40.7	42.8
17	39.8		37.2	42.3	36.2	41.0	43.0
18	40.0		37.0	42.4	36.4	41.0	43.1
19	40.1		36.9	42.4	36.6	40.9	43.1

注1 国民年金の第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被保険者についての数値である。

注4 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に0.5を加算したベースの数値である。

平均年齢の推移をみると(図表 2-2-5)、被用者年金では、各制度とも概ね上昇を続けてきているが、国共済では最近横ばいとなっている。男女別にみても概ね上昇傾向であるが、ここ数年は国共済の女性で低下傾向がみられる。また、国民年金の第3号被保険者は上昇傾向を示しているが、第1号被保険者は横ばいになっている。

(3) 男女構成 —女性割合の多い私学共済、少ない国共済—

被保険者に占める女性の割合を平成19年度末でみると(図表 2-2-6)、被用者年金では私学共済が52.8%と最も大きく、5割を超えている。一方、地共済と厚生年金は、それぞれ37.0%、34.8%で3割強、国共済は最も低く20.1%である。

また、国民年金第1号被保険者の女性割合は49.4%である。

図表 2-2-6 男女別被保険者数 —平成19年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	公的年金 制度全体	国民年金	
						第1号	第3号
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
計	34,570	1,058	2,992	464	70,066	20,354	10,628
男性	22,544	845	1,885	219	35,885	10,292	100
女性	12,026	213	1,107	245	34,180	10,062	10,528
女性 割合	% 34.8	% 20.1	% 37.0	% 52.8	% 48.8	% 49.4	% 99.1

注 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

(4) 1人当たり標準報酬額(月額) —男女間の差が小さい国共済と地共済—

被用者年金について1人当たり標準報酬月額(賞与は含まない)を平成19年度末でみると(図表 2-2-7)、最も高いのは地共済で44.7万円、次いで国共済41.3万円、私学共済36.9万円、厚生年金31.2万円の順となっている。なお、地共済の標準報酬月額は、地共済から報告を受けた「平均給料月額」が時間外勤務手当を始めとする諸手当を含まないベースのものであるので、他制度と比較するために1.25倍したものである(地共済は他の制度と異なり、「給料」で掛金や給付額を算定する仕組みとなっている。)

また、1人当たり標準報酬月額の男女間の差を、男性を100とする女性の水準によってみると、国共済、地共済の2制度がそれぞれ82.3、93.7であり、厚生年金の64.2、私学共済の66.4に比べて男女間の差が小さい。

図表 2-2-7 1人当たり標準報酬月額 —平成19年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	円	円	円	円
計	<312,258>	<413,158>	<447,103>	<368,707>
男性	<356,597>	<428,405>	<457,705>	<448,354>
女性	<229,030>	<352,617>	<429,040>	<297,500>
男性を100とした女性の水準	<64.2>	<82.3>	<93.7>	<66.4>

- 注1 「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。
 注2 地共済の1人当たり標準報酬月額は、平均給料月額を標準報酬ベースに換算した（1.25倍）場合の額である。
 注3 地共済の平均給料月額は男女計357,682、男性366,164円、女性343,232円である。
 注4 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被保険者についての数値である。

次に、賞与も含めた総報酬ベースでの水準をみる。1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額）、すなわち、総報酬ベースの標準報酬総額（年度間累計）を年度間平均被保険者数で除した額（月額）をみると（図表 2-2-8）、平成19年度では、地共済 59.5 万円、国共済 54.6 万円、私学共済 48.4 万円、厚生年金 37.2 万円の順となっており、標準報酬月額ベースと同様の状況になっている。

また、総報酬ベースの男性を100とした女性の水準は、標準報酬月額ベースに比べ、各制度とも若干低めとなっている。

図表 2-2-8 1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額） —平成19年度—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	円	円	円	円
計	372,460	546,141	594,926	484,458
男性	429,661	568,649	613,640	595,204
女性	265,352	456,628	563,064	385,621
男性を100とした女性の水準	61.8	80.3	91.8	64.8

- 注1 「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額（総報酬ベース）の年度間平均（被保険者一人当たり月額）である。
 注2 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被保険者についての数値である。

図表 2-2-9 1人当たり標準報酬額(月額)の推移

年度 <年度末>	厚生年金		国共済	地共済	私学共済
	円	旧農林年金 円			
平成	円	円	円	円	円
7	<307,530>	<277,620>	<379,903>	<424,225>	<343,239>
8	<311,344>	<282,375>	<385,459>	<432,775>	<348,348>
9	<316,881>	<286,727>	<390,090>	<441,521>	<353,682>
10	<316,186>	<289,986>	<396,612>	<448,151>	<357,706>
11	<315,353>	<292,577>	<401,956>	<453,615>	<360,832>
12	<318,688>	<295,153>	<410,007>	<458,066>	<366,349>
13	<318,679>	<296,925>	<412,231>	<461,583>	<367,677>
14	<314,489>		<406,373>	<456,830>	<369,995>
15	375,064		542,694	602,387	498,031
	<313,893>		<402,646>	<453,265>	<370,972>
16	374,812		543,117	603,578	493,099
	<313,679>		<406,543>	<454,605>	<369,692>
17	374,238		545,501	602,790	490,336
	<313,204>		<408,832>	<454,555>	<369,808>
18	373,849		545,429	599,560	486,689
	<312,703>		<409,598>	<450,818>	<368,611>
19	372,460		546,141	594,926	484,458
	<312,258>		<413,158>	<447,103>	<368,707>
対前年度増減率(%)					
8	<1.2>	<1.7>	<1.5>	<2.0>	<1.5>
9	<1.8>	<1.5>	<1.2>	<2.0>	<1.5>
10	<△ 0.2>	<1.1>	<1.7>	<1.5>	<1.1>
11	<△ 0.3>	<0.9>	<1.3>	<1.2>	<0.9>
12	<1.1>	<0.9>	<2.0>	<1.0>	<1.5>
13	<△ 0.0>	<0.6>	<0.5>	<0.8>	<0.4>
14	<△ 1.3>		<△ 1.4>	<△ 1.0>	<0.6>
15
	<△ 0.2>		<△ 0.9>	<△ 0.8>	<0.3>
16	△ 0.1		0.1	0.2	△ 1.0
	<△ 0.1>		<1.0>	<0.3>	<△ 0.3>
17	△ 0.2		0.4	△ 0.1	△ 0.6
	<△ 0.2>		<0.6>	<△ 0.0>	<0.0>
18	△ 0.1		△ 0.0	△ 0.5	△ 0.7
	<△ 0.2>		<0.2>	<△ 0.8>	<△ 0.3>
19	△ 0.4		0.1	△ 0.8	△ 0.5
	<△ 0.1>		<0.9>	<△ 0.8>	<0.0>

注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額(総報酬ベース)の年度間平均(被保険者1人当たり月額)である。

また、<>内は「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 地共済の1人当たり標準報酬月額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

図表 2-2-10 1人当たり標準報酬額(月額)の男性を100とした女性の水準の推移

年度 〈年度末〉	厚生年金		国共済	地共済	私学共済
		旧農林年金			
7	<59.2>	<67.2>	<84.7>	<91.6>	<62.6>
8	<59.4>	<67.7>	<84.2>	<91.6>	<63.0>
9	<59.5>	<67.9>	<83.9>	<92.2>	<63.4>
10	<60.2>	<68.1>	<83.6>	<92.4>	<63.7>
11	<60.9>	<68.3>	<83.4>	<92.7>	<64.0>
12	<60.8>	<68.3>	<83.7>	<92.6>	<63.4>
13	<61.4>	<68.6>	<83.8>	<92.8>	<63.7>
14	<62.4>		<83.4>	<92.9>	<64.5>
15	61.0		81.5	91.0	63.0
	<62.5>		<83.2>	<93.0>	<64.9>
16	61.0		81.2	91.1	63.5
	<62.9>		<83.3>	<93.3>	<65.3>
17	61.2		81.2	91.6	63.9
	<63.3>		<83.2>	<93.7>	<65.5>
18	61.3		80.6	91.7	64.4
	<63.6>		<82.9>	<93.5>	<66.0>
19	61.8		80.3	91.8	64.8
	<64.2>		<82.3>	<93.7>	<66.4>
対前年度増減差					
8	<0.2>	<0.5>	<△ 0.5>	<0.0>	<0.4>
9	<0.1>	<0.2>	<△ 0.4>	<0.5>	<0.4>
10	<0.6>	<0.2>	<△ 0.2>	<0.2>	<0.2>
11	<0.7>	<0.2>	<△ 0.2>	<0.3>	<0.3>
12	<△ 0.0>	<0.0>	<0.3>	<△ 0.1>	<△ 0.6>
13	<0.6>	<0.2>	<0.1>	<0.2>	<0.3>
14	<1.0>		<△ 0.4>	<0.1>	<0.8>
15
	<0.1>		<△ 0.2>	<0.0>	<0.4>
16	0.0		△ 0.4	0.1	0.5
	<0.4>		<0.1>	<0.3>	<0.4>
17	0.2		0.1	0.5	0.4
	<0.3>		<△ 0.1>	<0.4>	<0.2>
18	0.1		△ 0.6	0.1	0.5
	<0.3>		<△ 0.4>	<△ 0.2>	<0.5>
19	0.5		△ 0.3	0.0	0.4
	<0.6>		<△ 0.6>	<0.2>	<0.3>

注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額(総報酬ベース)の年度間平均(被保険者1人当たり月額)の女性水準である。
また、〈〉内は「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均の女性水準である。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

1人当たり標準報酬額（月額）の推移をみると（図表2-2-9）、平成19年度の総報酬ベースでの対前年度増減率は、厚生年金で0.4%減、国共済で0.1%増、地共済で0.8%減、私学共済で0.5%減となっている。

また、男性を100とした女性の水準の推移をみると（図表2-2-10）、厚生年金、地共済、私学共済については、平成12年度を除き、少しずつではあるが男女間の差が縮まってきている。

(5) 標準報酬総額 —厚生年金・私学共済で増加—

被用者年金の平成19年度の標準報酬総額（総報酬ベース・年度間累計）は、厚生年金154兆8,385億円、国共済6兆9,827億円、地共済21兆3,998億円、私学共済2兆7,109億円であった（図表2-2-11）。

標準報酬総額の推移をみると、厚生年金は平成16年度以降増加しており、平成19年度は総報酬ベースで2.1%の増であった。また、私学共済では一貫して増加傾向が続いており、平成19年度に総報酬ベースで1.1%増となっている。ともに、被保険者数の増加が標準報酬総額を増加させる大きな要因となっている。一方、国共済及び地共済は、近年減少傾向にあり、平成19年度には総報酬ベースでそれぞれ0.7%減、2.2%減となっている。

図表 2-2-11 標準報酬総額の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
	旧三共済	旧農林年金					
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成7	<1,215,248>	<23,136>	<16,873>	<50,431>	<168,207>	<16,431>	<1,490,326>
8	<1,235,867>	<23,431>	<16,986>	<51,314>	<171,635>	<16,745>	<1,515,977>
9	<1,281,286>		<16,898>	<51,893>	<174,521>	<17,004>	<1,541,603>
10	<1,272,631>		<16,787>	<52,368>	<176,293>	<17,279>	<1,535,358>
11	<1,247,826>		<16,714>	<52,854>	<177,712>	<17,500>	<1,512,606>
12	<1,240,660>		<16,598>	<54,319>	<176,426>	<17,777>	<1,505,781>
13	<1,231,930>		<16,410>	<54,583>	<176,435>	<18,016>	<1,497,374>
14	<1,233,692>			<54,065>	<175,486>	<19,005>	<1,482,247>
15	1,458,725			71,088	228,236	26,076	1,784,125
	<1,219,199>			<52,860>	<171,616>	<19,275>	<1,462,950>
16	1,468,506			70,717	225,979	26,263	1,791,464
	<1,226,226>			<52,582>	<169,031>	<19,572>	<1,467,412>
17	1,487,083			70,654	222,616	26,495	1,806,849
	<1,242,451>			<52,733>	<167,237>	<19,845>	<1,482,266>
18	1,516,357			70,337	218,829	26,827	1,832,350
	<1,266,562>			<52,631>	<164,165>	<20,189>	<1,503,546>
19	1,548,385			69,827	213,998	27,109	1,859,319
	<1,295,378>			<52,262>	<160,286>	<20,486>	<1,528,412>
対前年度増減率(%)							
8	<1.7>	<1.3>	<0.7>	<1.8>	<2.0>	<1.9>	<1.7>
9	<3.7>	《1.7》	<△ 0.5>	<1.1>	<1.7>	<1.5>	<1.7>
10	<△ 0.7>		<△ 0.7>	<0.9>	<1.0>	<1.6>	<△ 0.4>
11	<△ 1.9>		<△ 0.4>	<0.9>	<0.8>	<1.3>	<△ 1.5>
12	<△ 0.6>		<△ 0.7>	<2.8>	<△ 0.7>	<1.6>	<△ 0.5>
13	<△ 0.7>		<△ 1.1>	<0.5>	<0.0>	<1.3>	<△ 0.6>
14	<0.1>	《△ 1.2》		<△ 1.0>	<△ 0.5>	<5.5>	<△ 1.0>
15
	<△ 1.2>			<△ 2.2>	<△ 2.2>	<1.4>	<△ 1.3>
16	0.7			△ 0.5	△ 1.0	0.7	0.4
	<0.6>			<△ 0.5>	<△ 1.5>	<1.5>	<0.3>
17	1.3			△ 0.1	△ 1.5	0.9	0.9
	<1.3>			<0.3>	<△ 1.1>	<1.4>	<1.0>
18	2.0			△ 0.4	△ 1.7	1.3	1.4
	<1.9>			<△ 0.2>	<△ 1.8>	<1.7>	<1.4>
19	2.1			△ 0.7	△ 2.2	1.1	1.5
	<2.3>			<△ 0.7>	<△ 2.4>	<1.5>	<1.7>

注1 年度間累計の額である。

注2 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、<>内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注3 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注4 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

注5 地共済は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。

3 受給権者の現状及び推移

(1) 受給権者数 —各制度とも増加が続く—

平成19年度末の受給権者数は、厚生年金2,750万人、国共済105万人、地共済244万人、私学共済31万人、国民年金2,639万人（新法基礎年金と旧法国民年金の合計）であった（図表2-3-1）。この受給権者数は、厚生年金と基礎年金の受給権を両方有するなど1人で複数の受給権を有している者について、それぞれでカウントしたものである。また、遺族年金の受給権者の場合、要件に該当する遺族すべてに受給権が付与されること、例えば配偶者と子供が2人いた場合、1人分の遺族年金に対し受給権者数は3人となることにも留意が必要である。

これらの重複を除いた何らかの公的年金の受給権を有する者の数は、基礎年金番号を活用して算出すると3,480万人である。

図表2-3-1 受給権者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	千人	旧三共済 千人	旧農林年金 千人				
平成7	14,448	633	266.0	778	1,747	173.5	15,152
8	15,239	632	278.2	794	1,793	184.6	16,010
9	16,813		290.4	810	1,848	193.5	16,987
10	17,679		302.8	823	1,898	202.5	17,871
11	18,571		314.9	835	1,942	212.7	18,795
12	19,529		330.7	862	1,984	223.8	19,737
13	20,559		348.1	883	2,049	235.3	20,669
14	21,980			906	2,109	245.9	21,653
15	23,148			933	2,174	258.2	22,544
16	24,233			962	2,240	271.0	23,431
17	25,110			984	2,289	280.8	24,393
18	26,155			1,009	2,345	293.4	25,420
19	27,502			1,046	2,436	309.4	26,387
対前年度増減率(%)							
8	5.5	△0.2	4.6	2.0	2.6	6.4	5.7
9	10.3	《5.9》	4.4	2.1	3.1	4.8	6.1
10	5.2		4.3	1.6	2.7	4.7	5.2
11	5.0		4.0	1.5	2.3	5.0	5.2
12	5.2		5.0	3.1	2.2	5.2	5.0
13	5.3		5.3	2.5	3.2	5.1	4.7
14	6.9	《5.1》		2.6	3.0	4.5	4.8
15	5.3			2.9	3.1	5.0	4.1
16	4.7			3.1	3.0	5.0	3.9
17	3.6			2.3	2.2	3.6	4.1
18	4.2			2.5	2.4	4.5	4.2
19	5.1			3.6	3.9	5.5	3.8

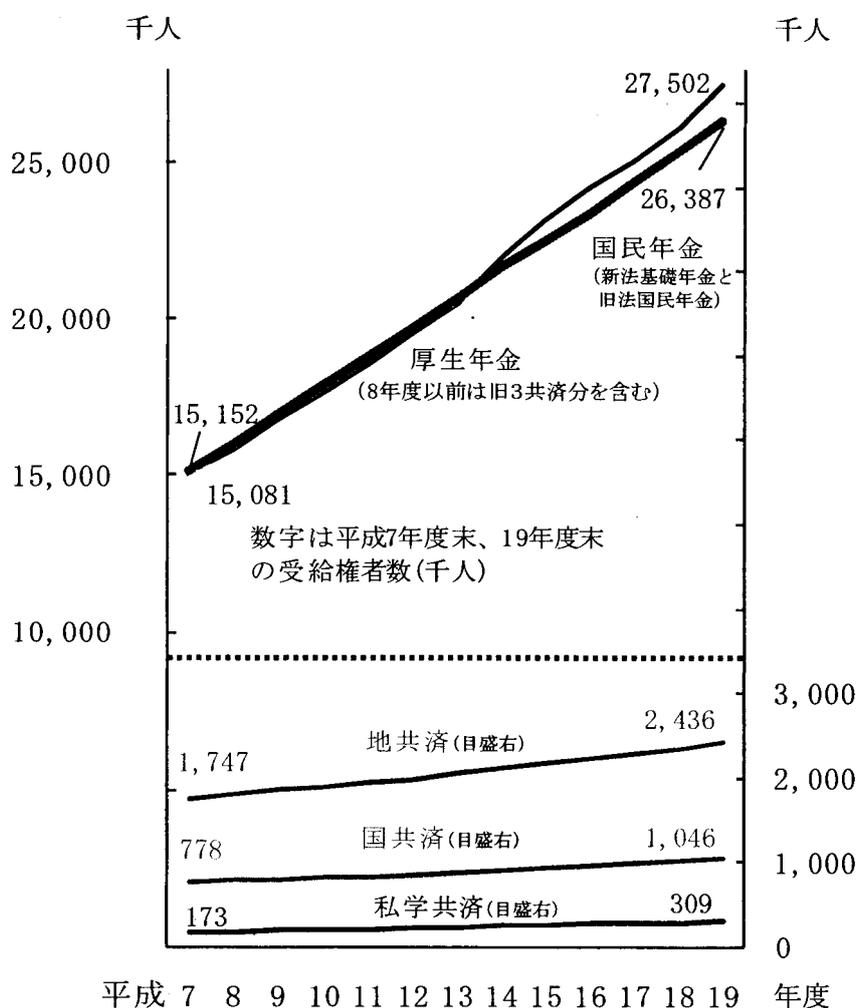
注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

受給権者数の推移をみると（図表 2-3-1、2-3-2）、各制度とも増加を続けており、対前年度増加率は平成 8 年度以降で、厚生年金、私学共済、国民年金が概ね 4～6% 程度であるのに対し、国共済と地共済の増加率はやや低く、概ね 2～4% 程度となっている。

平成 19 年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では、私学共済が 5.5% 増、厚生年金が 5.1% 増、地共済が 3.9% 増、国共済が 3.6% 増となっており、18 年度までに比べて伸び率が大きい。また、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）の受給権者数は 3.8% 増となっている。

図表 2-3-2 受給権者数の推移



(受給者数)

年金が全額支給停止^注されている者を除いた受給者数は、図表2-3-3のように推移しており、その動向は上でみた受給権者数の動向と概ね同じである。

注 年金は、併給調整や在職老齢年金の仕組みによって全額又は一部が支給停止となることがある。

図表2-3-3 受給者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	千人	旧三共済 千人	旧農林年金 千人				
平成7	13,621	-	257.7	-	1,680	157.8	14,751
8	14,324	-	270.2	-	1,729	167.6	15,611
9	15,778		282.7	-	1,783	176.7	16,585
10	16,503		294.1	-	1,833	185.9	17,469
11	17,233		305.3	811	1,875	195.8	18,362
12	18,074		319.6	837	1,913	206.7	19,304
13	19,005		335.8	857	1,970	217.3	20,238
14	20,315			879	2,029	221.8	21,222
15	21,369			906	2,088	234.5	22,111
16	22,334			933	2,152	247.3	22,997
17	23,156			956	2,206	259.2	23,954
18	24,043			980	2,253	272.6	24,968
19	25,226			1,016	2,325	287.0	25,925
対前年度増減率(%)							
8	5.2	-	4.8	-	3.0	6.2	5.8
9	10.2		4.6	-	3.1	5.5	6.2
10	4.6		4.0	-	2.8	5.2	5.3
11	4.4		3.8	-	2.3	5.3	5.1
12	4.9		4.7	3.2	2.0	5.6	5.1
13	5.2		5.0	2.4	3.0	5.1	4.8
14	6.9	《5.0》		2.6	3.0	2.1	4.9
15	5.2			3.0	2.9	5.7	4.2
16	4.5			3.1	3.1	5.5	4.0
17	3.7			2.4	2.5	4.8	4.2
18	3.8			2.5	2.1	5.2	4.2
19	4.9			3.7	3.2	5.3	3.8

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

(受給権者数に対する受給者数の割合)

受給権者数に対する受給者数の割合の推移をみると(図表2-3-4)、厚生年金は微減傾向にあり平成19年度末で91.7%、国共済は97%台で安定的に推移している。地共済は96%台で推移していたが、平成19年度末に95.5%と減少した。私学共済は18年度末に比べて微減し19年度末で92.8%となっている。また、国民年金は平成19年度末で98.2%である。

全額支給停止には、併給調整による全額支給停止、在職老齢年金における全額支給停止、遺族年金における同順位者受給による全額支給停止などがあり、受給者数の割合の制度による違いは、女性の割合や被用者年金と国民年金での制度の違い(遺族の範囲、障害年金の3級の有無等)などの影響によるものと考えられる。

図表2-3-4 受給権者数に対する受給者数の割合の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
		旧三共済	旧農林年金				
平成	%	%	%	%	%	%	%
7	94.3	-	96.9	-	96.1	91.0	97.4
8	94.0	-	97.2	-	96.5	90.7	97.5
9	93.8		97.4	-	96.5	91.3	97.6
10	93.3		97.1	-	96.6	91.8	97.7
11	92.8		96.9	97.1	96.5	92.1	97.7
12	92.5		96.7	97.1	96.4	92.4	97.8
13	92.4		96.4	97.0	96.2	92.4	97.9
14	92.4			97.0	96.2	90.2	98.0
15	92.3			97.1	96.1	90.8	98.1
16	92.2			97.0	96.1	91.3	98.1
17	92.2			97.1	96.4	92.3	98.2
18	91.9			97.2	96.1	92.9	98.2
19	91.7			97.2	95.5	92.8	98.2

注 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(2) 年金種別別にみた状況

ア 平成19年度末の状況

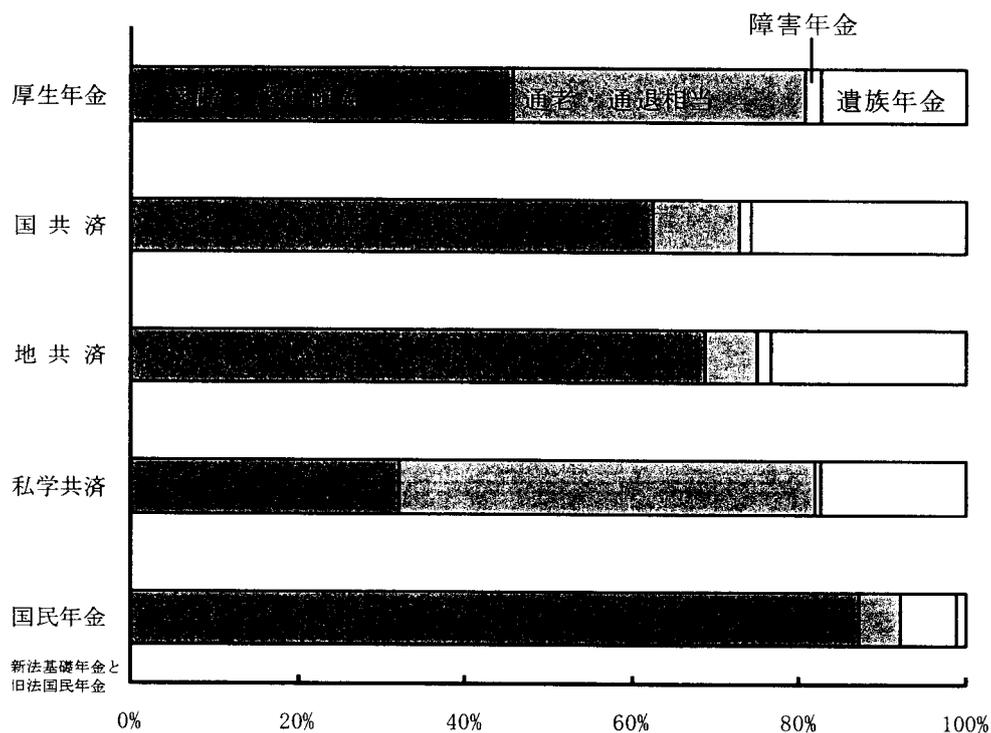
受給権者を年金種別、すなわち

- ① 老齢・退年相当の老齢・退職年金（以下「老齢・退年相当^注」という。）
- ② 通老・通退相当の老齢・退職年金（以下「通老・通退相当^注」という。）
- ③ 障害年金
- ④ 遺族年金

の別に見る。

注 「老齢・退年相当」とは、加入期間が老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている（経過措置（現在は20年以上）及び中高齢の特例措置（15年以上）を含む）新法の老齢厚生年金・退職共済年金、及び基礎年金制度導入前の旧法の老齢年金・退職年金のことで、「通老・通退相当」とは、老齢・退年相当に該当しない新法老齢厚生年金・退職共済年金、及び旧法の通算老齢年金・通算退職年金のことである。なお、国民年金の場合、新法老齢基礎年金のすべてが老齢相当ということになる。

図表 2-3-5 受給権者の年金種別別構成 —平成19年度末



(私学共済は通老・通退相当が、他制度は老齢・退年相当が最も多い)

受給権者の年金種別別構成割合をみると（図表 2-3-5、図表 2-3-6）、制度によって特徴が見られる。

厚生年金では、老齢・退年相当が5割弱と最も多く、次いで通老・通退相当が4割弱という構成である。これに対し、国共済、地共済では、老齢・退年相当がそれぞれ6～7割と多く、通老・通退相当は少ない。一方、私学共済では、通老・通退相当が5割と最も多く、老齢・退年相当は3割と少なくなっている。また、国民年金では、老齢・退年相当が9割弱を占めている。

この傾向は、受給者数でも大きな違いはない（図表2-3-6）。

図表 2-3-6 年金種別別にみた受給権者数及び受給者数 —平成19年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
					新法基礎年金と 旧法国民年金
受給権者数	千人	千人	千人	千人	千人
計	27,502	1,046	2,436	309.4	26,387
老齢・退職年金	老齢・退年相当	653	1,673	99.4	23,031
	通老・通退相当	108	154	154.4	1,317
障害年金	507	15	41	2.2	1,726
遺族年金	4,772	270	567	53.4	314
構成比	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	老齢・退年相当	62.4	68.7	32.1	87.3
	通老・通退相当	10.3	6.3	49.9	5.0
障害年金	1.8	1.4	1.7	0.7	6.5
遺族年金	17.4	25.8	23.3	17.3	1.2
受給者数	千人	千人	千人	千人	千人
計	25,226	1,016	2,325	287.0	25,925
老齢・退職年金	老齢・退年相当	637	1,613	85.5	22,872
	通老・通退相当	106	148	146.2	1,312
障害年金	360	10	24	1.9	1,615
遺族年金	4,414	263	541	53.3	126
構成比	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	老齢・退年相当	62.7	69.4	29.8	88.2
	通老・通退相当	10.4	6.4	50.9	5.1
障害年金	1.4	1.0	1.0	0.7	6.2
遺族年金	17.5	25.9	23.2	18.6	0.5

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

(国民年金は遺族年金が少ない)

国民年金では、他制度と異なり、遺族年金が障害年金よりも少ない。遺族年金の受給権者数割合をみると、国民年金は1.2%であり、一方、被用者年金では最も低い私学共済でも17.3%（厚生年金は17.4%）ある。これは、国民年金の遺族基礎年金^注は基本的には18歳未満の子^注又は18歳未満の子を有する妻にしか支給されないのに対し、被用者年金の遺族年金は死亡した老齢年金受給権者の配偶者にも原則として受給権が与えられることから、このような違いが生じていると考えられる。

注 国民年金には遺族基礎年金以外に「寡婦年金」、「死亡一時金」がある。国民年金の遺族年金受給権者数には寡婦年金の受給権者数も含まれるがウェイトは小さい。また、18歳未満の子とは正しくは18歳に到達した年度の末日までにある子又は20歳未満の障害等級の1級・2級の障害の状態にある子のことである。

(国共済と地共済は通老・通退相当が少ない)

また、国共済と地共済にあっては、通老・通退相当の占める割合はそれぞれ10.3%、6.3%でしかなく、他の被用者年金が30%以上（厚生年金35.0%、私学共済49.9%）であるのに比べて小さい。国共済と地共済は、加入期間の長い者の比率が他の被用者年金に比べて高いことがうかがえる。例えば、老齢・退年相当の平均加入期間をみても、国共済422ヶ月、地共済418ヶ月であり、厚生年金385ヶ月、私学共済382ヶ月に比べて長いものとなっている。

(私学共済は通老・通退相当が多い)

私学共済は老齢・退年相当32.1%に対し通老・通退相当が49.9%と、通老・通退相当の方が老齢・退年相当よりも多くなっており特徴的である（厚生年金は老齢・退年相当45.8%に対し通老・通退相当35.0%である。）。

(受給権者数に対する受給者数の割合)

受給権者数に対する受給者数の割合を年金種別別にみると（図表2-3-7）、厚生年金、国共済、地共済では障害年金における割合が約6～7割となっており、他の年金種別に比べ小さい。障害年金は併給調整による支給停止の割合が大きいことなどが背景にあると考えられる。私学共済では、他制度に比べ、老齢・退年相当における割合が小さい傾向がみられる。

また、国民年金では、遺族年金における割合が約4割と小さい。これは、遺族基礎年金を受けられる遺族の範囲が子のある妻と子になっており（被用者年金では子のない妻等も対象）、子は妻が受給権を有するとき等に支給停止となることなどが大きく影響している。

図表 2-3-7 年金種別別にみた受給権者数に対する受給者数の割合
—平成19年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					新法基礎年金と 旧法国民年金	
受給権者数	%	%	%	%	%	
計	91.7	97.2	95.5	92.8	98.2	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	93.1	97.6	96.4	86.1	99.3
	通老・通退相当	90.7	98.1	96.2	94.7	99.7
障害年金	71.0	65.6	57.7	86.8	93.6	
遺族年金	92.5	97.7	95.3	99.7	40.2	

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

イ 推移

年金種別別に受給権者数の推移をみると（図表 2-3-8）、国民年金の通老・通退相当と遺族年金以外は、各制度ともいずれの年金種別でも増加を続けている。

（老齢・退年相当 —私学共済、厚生年金、国民年金で大きな増加—）

老齢・退年相当について平成19年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では厚生年金が5.1%増、国共済が2.1%増、地共済が3.9%増、私学共済が6.0%増となっている。（図表 2-3-8）また、国民年金の老齢・退年相当の受給権者（老齢基礎年金受給権者を含む）は4.7%増と引き続き大幅に増加した。

国共済と地共済の老齢・退年相当は、他制度に比べて増加ペースが遅い。これは、両制度が恩給公務員期間等を通算しているため、既に多くの受給権者が発生し、相対的に成熟の程度が高いからである。受給権者数の増加ペースが他制度よりも遅いが、年金財政の観点からは、今後、恩給公務員期間等を有する者が少なくなるとともに、財源が、国・地方公共団体等が事業主として負担する追加費用から、保険料にシフトしていくことに留意が必要である。